

IFRSニュース

Quarter 2 2017

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2017年の2回目となる本号では、まず初めに、英国の欧州連合離脱の決定によって生じる税務上の問題が企業の財務報告にどのような影響を及ぼす可能性があるのかを検討します。次に、国際会計基準審議会 (IASB) の「開示に関する取組み」プロジェクトの最新情報 (財務諸表における開示の有効性を高めるための原則を提案するディスカッション・ペーパー) を含む、IASBが公表したいくつかの提案に目を向けます。

本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介いたします。



目次

税務上の問題の不確実性	3
IASBは開示原則の策定を検討	5
IASBはIFRS第8号の改善案を検討	8
IASBはIFRS第9号に的を絞った修正を行うことを検討	9
IFRS Viewpoint Issue7を公表	10
Under Control-IFRS第10号の適用	10
US GAAPとIFRSの比較に関する手引きの2017年版を公表	10
グラントソントン・インターナショナルが2017年のグローバルなIFRSトレーニングの計画を発表	11
IFRS第17号-IASBが保険に関する新基準を近々公表するため、 英国のメンバーファームは今のうちに実施すべきことを検討	11
ニュージーランドのメンバーファームがIFRS第17号が 保険者ではない企業に与える影響について警告	12
その他のトピック-概要	13
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	15
コメント募集	17

税務上の問題の不確実性

英国は、2017年3月29日に欧州連合の基本条約(リスボン条約)第50条に従って欧州連合(EU)から離脱する意向を通知した。英国はこれから、残り27の加盟国と離脱条件についての交渉を開始することになる。これらの交渉は2年の期限内に合意させなければならない。英国のEU離脱の決定は多くの税務上の影響を示唆しており、それは財務報告にも影響を与える可能性がある。一部の潜在的な問題について、その概要を以下で説明する。

私どもの見解では、第50条に基づき通知することはEU離脱の法的手続きの開始を表し、それによって生じる税務上の影響は、離脱交渉が進み、租税条約が改正されて初めて明確になります。IAS第12号「法人所得税」では、そうした不確実性については具体的に扱っていませんが、租税債務は一般的に、納付すると予想される額で認識されます。既存の法令では、EUからの加盟国の離脱に明示的に対処している可能性は低いことを考慮すると、相当なレベルの不確実性が存在しており、英国によるEU離脱の決定から生じると予想される税務上の問題に関して資源の流出がある可能

性が高いかどうかを判断する又はそうした資源を信頼性をもって測定することは現時点では可能ではないというのが私どもの見解です。したがって、近い将来、企業がそうした潜在的な税務上の問題を識別した場合には、包括的な開示を行うことが最も適切な解決策であると考えています。このアプローチは、英国のEU離脱交渉が明確化するにつれて、時間とともに改善又は改訂される必要があります。次ページでは、企業が直面する可能性のある潜在的な税務上の問題及び企業が財務諸表の開示を行う際に考慮すべき要因をいくつか示しています。検討した事項は、EU域内の企業に直接

関連するだけでなく、英国/EUに英国の子会社又は事業を有するEU非加盟国の企業にも影響を与える場合があります。これらに加え、他にも多くの問題が存在する可能性が高く、企業は、関連する可能性のある問題について十分に認識、考慮しなければなりません。

私どもの見解では、企業が英国のEU離脱により生じる潜在的な税務リスクにさらされていると識別したとしても、現時点では不確実性が存在しているため、将来の税務リスクについて引当金を計上することは適切ではないと思われる。それよりも、企業は包括的な開示を行わなければならない。



過去の再編

EU合併指令は、EU域内におけるクロスボーダー取引について、特に事業が株式交換でEU加盟国に所在する企業から他のEU加盟国に所在する企業へと移転する場合に、特定の利得に対する課税の繰延べを認めています。

この場合の潜在的な問題は、そうした過去の移転について過去に繰り延べた利得に係る税金費用が、当該指令が国内法にどのように導入されているか、及び現在から英国が実際にEUを離脱する日までの間に行われる可能性のある交渉によって、英国のEU離脱時に具体化する可能性があるということです。

未分配利益に係る源泉税

EU親子会社指令は、加盟国に対して、親会社が子会社の株式を少なくとも10%保有している場合に、ある加盟国の子会社から他の加盟国の親会社への配当に源泉税を課すことを認めないことを規定しています。

例えば、英国がEUを離脱すれば、EUの子会社から英国の親会社へと支払われる配当は、この指令による便益を受けられなくなります。これは、子会社の未分配利益に係る納税額について引当金を計上するか又は予測可能な期間内に配当する可能性が高くなく、親会社が支払の時期をコントロールすることが可能な場合には適切な開示を行うという、IAS第12号の要求事項の観点から影響を及ぼす場合があります。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

英国のEU離脱の正確な方法及びそれが税金に関して及ぼす可能性のある影響について、相当な不確実性が依然として残っていることを考慮して、企業は、英国のEU離脱に関連する潜在的な税務上の問題を識別した場合には、近い将来において包括的な開示を行うことが最も適切な解決策であると私どもは考えています。

これは、報告企業は「報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示する」というIAS第1号第125項の要求事項と整合しています。また、経営者は、IAS第12号第88項で要求しているように、IAS第37号に含まれている開示要求についても考慮しなければなりません。

開示を行うにあたって、企業は、あいまいな記述又は個々の状況に合わせていない記述を行っている企業を規制当局がますます問題視していることに留意しなければなりません。別の観点で言えば、投資家は、経営者が行った判断及び見積り(特定の意思決定が、起こり得る代替的な結果に分類される場合を含む)について理解したいと考えるでしょう。

時が経過し、英国のEU離脱の正確な方法が明確化するにつれて、採用した手法を見直す必要があります。より具体的な情報が利用可能となった際には、当該情報を私どもが提供していきます。ある時点において引当金を計上する必要がありますが、その時期はまだ来ていないと私どもは考えています。

利子及びロイヤルティ

EUの利子及びロイヤルティ指令は、利子及びロイヤルティに係る特定の源泉税の廃止を取り扱っています。英国のEU離脱により生じ得る変化は、こうした救済が将来において利用できないことを意味している可能性があります。

グラントソントンの英国のメンバーファームは、3月下旬に70名を超える人々を招いて、「プレグジット」のテクニカル・アップデートのためのブラックファースト・セミナーを主催しました。

グラントソントンのナショナル・テクニカル・パートナーであるJake Greenは、英国によるEU離脱の決定から生じる問題及びこれらがクライアントに及ぼすと考えられる影響に焦点を当てて、最近のさまざまな技術的な動向について説明しました。

IASBは開示原則の策定を検討

IASBは、識別した開示の論点及びこれらの論点を解決するための予備的な提案についてのフィードバックを求めるために、ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」を公表した。

本ディスカッション・ペーパーは、IASBが個別のプロジェクトを完了した際にIFRSに個々に導入されている開示要求の数が増加し続けていることについての懸念に対処したものの一部です。結果として、財務諸表の注記が大きな負担となり、利用者が財務諸表の数値を理解するのに役立つといった本来の目的にかなっていないという見解が多くの人々によって示されました。同様に、多くの投資家は、情報が散乱して、本当に重要な情報を見つけることが難しい財務諸表が表示されていることに不満を持っています。

「IASBは、企業が財務諸表においてどのような情報を開示すべきか及び当該情報を表示する方法を判断することは困難であることに着目した。本ディスカッション・ペーパーは、これに対処することを検討している」

IASBは、企業が財務諸表においてどのような情報を開示すべきか及び当該情報を表示する方法を判断することは困難であることに着目しました。例えば、これは、多くの場合に、開示要求が利用者にとってどのように役立つのか又はその理由を考慮せずに、それらを機械的に適用する行動・態度を反映しています。現在のガイダンスの欠如は、個々の基準における規範的な開示要求のリストと相まって、こうした問題を悪化させており、本ディスカッション・ペーパーではこれに対処することを望んでいます。

本ディスカッション・ペーパーは、財務諸表における開示の有効性を高めるための原則（次ページをご覧ください）を提案しており、IASBの「開示に関する取組み」の最新情報です（現在検討されている他のプロジェクトは、「重要性の実務記述書」プロジェクト、「重要性の定義」プロジェクト及び「基準レベルでの開示の見直し」プロジェクトです）。

今後のステップ

IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」の一部を修正するか又は置き換える提案についての公開草案を開発すべきかどうかを決定する前に、本ディスカッション・ペーパーに関するコメントを検討します。

また、受け取るフィードバックは、「基本財務諸表」プロジェクト及び「基準レベルでの開示の見直し」プロジェクトを含む、IASBの他のプロジェクトの一部へ情報提供されます。

取り上げている事項は以下の通りです:

テーマ

アドバイス

7つの開示原則

IASBは、企業が財務諸表において情報をより効果的に伝達する助けとなる一組の原則を開発することを検討している。本ディスカッション・ペーパーは、これらの原則が以下の7つの原則により構成されることを提案している:

提供される情報は、次のようなものとすべきである:

- 1 企業固有のものであること(こうした情報の方が、一般的な文言や、財務諸表の外で容易に入手可能な情報よりも有用であるため)
- 2 可能な限り単純かつ直接的に記述されていて、重要性のある情報の喪失がないこと
- 3 重要な事項を目立たせるように構成されていること(これには、開示を適切な順序で提供することや重要な事項をその中で強調することが含まれる)
- 4 情報間の関係を強調し、検索を改善するため、目的適合性がある場合には、財務諸表に含まれる他の情報、又は年次報告書の他の部分と関連付けられていること
- 5 不必要に重複していないこと
- 6 有用性を損なわずに、企業間及び報告期間間の比較可能性を最適化する方法で提供されていること
- 7 その種類の情報に関して適切な様式で提供されていること(例えば、リスト及び表の活用)

財務諸表利用者に開示される情報の有用性を最大化するため、企業はこれらの原則の一部の間のトレードオフを考慮することが必要となる場合がある。

基本財務諸表の役割

本ディスカッション・ペーパーでは、基本財務諸表の役割と、それらの役割が財務諸表の目的を満たすうえでどのように役立つのかを検討している。

これを行うにあたって、本ディスカッション・ペーパーでは、財務諸表利用者は、注記よりも基本財務諸表に多くの関心を持つ、ということを示す証拠があることに注目している。したがって、本ディスカッション・ペーパーは:

- 基本財務諸表の構成要素を識別し、その役割及び当該役割の含意を検討している
- IASB及び企業が財務諸表のどこで情報を示すべきかを判断するのに役立つことを意図して、注記の役割及び内容を検討している

情報の記載場所

本ディスカッション・ペーパーは、IFRS基準に準拠するために必要な情報を財務諸表の外で開示することができる状況についての原則を導入することを提案している。この原則では、IFRS基準に準拠するために必要な情報は、以下の要件のすべてに該当する場合には、財務諸表の外ではあるが年次報告書の中で開示することができる:

- 年次報告書の理解可能性が高まる
- 財務諸表が理解可能である
- 情報が忠実に表現されて、明瞭に識別され、相互参照されている

また、「非IFRS」として名称を付された情報についても、以下の要件に該当する場合には、財務諸表に含めて表示することができる:

- IFRS基準への準拠の旨の記述とともに記載されている
- IFRS基準に従っていないものとして、また、該当がある場合には、監査されていないものとして識別されている
- 当該情報が有用である理由についての説明が付されている

(continued)

取り上げている事項は以下の通りです:

テーマ

アドバイス

業績指標の使用

本ディスカッション・ペーパーは、2つの具体的な論点についてのフィードバックを求めている:

- 通例でない項目又は発生が稀な項目の表示
- 財務業績の計算書におけるEBIT及びEBITDA比率の使用

本ディスカッション・ペーパーは、業績指標が以下の要件に該当すべきであることを提案している:

- IFRS情報よりも目立たない
- 明瞭に名称を付され、その目的適合性が説明されている
- IFRSの指標へ調整されている
- 中立的で、測定及び表示が一定の期間にわたり首尾一貫して行われている
- 比較情報が付されている

会計方針の開示

本ディスカッション・ペーパーは、企業が会計方針を開示する方法を改善できる方策を検討している。

本ディスカッション・ペーパーは、以下の会計方針の3つのカテゴリーの概要を示している:

- カテゴリー1 - 財務諸表を理解するために常に必要である
- カテゴリー2 - カテゴリー1には含まれないが、財務諸表を理解するために必要である
- カテゴリー3 - カテゴリー1と2には含まれないが、財務諸表を作成する際に使用する

本ディスカッション・ペーパーは、カテゴリー1と2の会計方針のみを開示する必要があると提案している。企業は、目的適合性のある情報が覆い隠されないことを条件として、カテゴリー3の会計方針の開示を禁止されてはいない。

また、本ディスカッション・ペーパーでは、会計方針並びに当該会計方針に使用した重要な仮定及び判断を、どのように記載し、より効果的に開示できるかについても検討している。

開示目的及び開示要求の改善

本ディスカッション・ペーパーは、統一性のより高い、首尾一貫した開示目的及び開示要求を開発するための枠組みとして使用することができる統一的な一組の開示目的を開発すべきかどうかを検討している。

また、すべての開示目的及び開示要求を単一の基準に記載する可能性についても検討している。

ニュージーランド会計基準審議会が開発した、開示目的及び開示要求の文案作成のためのアプローチについてのフィードバックも求めている。

IASBはIFRS第8号の改善案を検討

IASBはIFRS第8号「事業セグメント」の修正を提案する公開草案を公表した。本修正案は、当該基準が意図されたとおりに機能しているかどうかを評価するために実施されたIFRS第8号の適用後レビュー(PIR)に対応したものである。このレビューにより、当該基準はおおむねうまく機能しているが、改善により便益が得られる可能性のあるいくつかの具体的な領域があることが明らかになった。

本公開草案では、次のことを行うためにIFRS第8号の修正を提案しています：

- 最高経営意思決定者(CODM)とは、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能である旨を強調する。
- 現行の要求事項に、CODMは個人の場合もグループの場合もある旨の説明を追加する。
- 企業のCODMを識別する際の非執行メンバーの役割を説明する。
- CODMとして識別されている個人又はグループの肩書き及び役割記述の開示を要求する。

- 企業が識別しているセグメントが財務諸表と年次報告パッケージの他の部分との間で相違する場合に、財務諸表注記において説明を要求する。
- IFRS第8号における集約の要件に、類似した経済的特徴の追加的な例を加える。
- 基準の基本原則を満たすのに役立つ場合には、企業はCODMにレビューされているか又は定期的に提供されているセグメント情報以外のセグメント情報を開示することができる旨を明確化する。

- 調整項目の説明は、調整項目の性質を財務諸表利用者が理解できるようにするのに十分な詳細さで提供しなければならない旨を明確化する。

また、本公開草案では、セグメントを変更した企業に対して、当該事業年度の過去の期中報告期間に係る修正再表示後のセグメント情報を提供することを要求するよう、IAS第34号「期中財務報告」の修正も提案しています。

IASBはIFRS第9号に的を絞った修正を行うことを検討

IASBは公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素—IFRS第9号の修正案」を公表した。本公開草案は、IFRS第9号が特定の期限前償還可能な金融資産をどのように分類するののかに関する一部の利害関係者の懸念に対処するために設計された修正を提案している。

本公開草案はもともと、特定の期限前償還可能な金融資産をIFRS第9号に基づいてどのように分類すべきかを質問した要望書がIFRS解釈指針委員会(IFRIC)に提出されたことにより公表されたものです。具体的には、この要望書は、負債性金融商品の契約条件が、債務者が当該金融商品を可変的な金額で期限前償還することを認めていて、その金額が元本及び利息の未払金額より多い可能性も少ない可能性もある場合に、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが「元本及び利息の支払のみ」であると言えるかどうかを質問していました。

このような契約上の期限前償還要素の結果として、融資者は元本及び利息の未払金額よりも大幅に少ない期限前償還金額を受け入れることを強制される可能性が

あります。すなわち、債務者が契約の早期解約を選択した場合でも、実質上、融資者から債務者への支払い(「負の補償」)となります。

IFRS第9号では、そうした契約上のキャッシュ・フローは元本及び利息の支払のみではないため、当該金融資産は純損益を通じて公正価値で測定されることとなります。しかし、IFRICは、それらを償却原価測定で測定することが有用な情報を提供する可能性があるということを疑問視して、IFRS第9号の要求事項の変更を提言しました。

したがって、IASBは、当該金融資産について、IFRS第9号の狭い範囲の例外を提案することを決定しました。要約すると、本公開草案では、そうした金融資産の一部は、以下の2つの条件を満たす場合、保有されている事業モデルの評価によっては、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となることを提案しています：

- 1 「元本及び利息の支払のみ」要件を満たすことにより適格となる期限前償還の選択肢を有する金融商品について、期限前償還金額がIFRS第9号の条件に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する当事者が、それに対して合理的な追加の補償を受け取る可能性があることのみである、及び
- 2 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

本公開草案のコメント期間は、論点の範囲が狭く緊急性があると考えられることから、IASBの標準の最短期間(120日)よりもかなり短い30日となっています。

IFRS第9号では、そうした金融資産の契約上のキャッシュ・フローは元本及び利息の支払のみではないため、当該金融資産は純損益を通じて公正価値で測定されることになる。



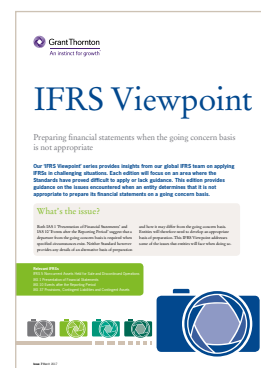
IFRS Viewpoint Issue7を公表

Issue7は、継続企業の前提が適切でない場合の財務諸表の作成に関するガイダンスを示している。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、事務所内外での利用のために設計されたIFRS Viewpointシリーズの7回目となる号を公表しました。IFRS Viewpointでは、IFRSの適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。

Issue7では、継続企業の前提が適切でない場合の財務諸表の作成に関するガイダンスを示しています。IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第10号「後発事象」では、特定の状況が存在する場合、継続企業の前提からの離脱を要求することを提案しています。しかし、いずれの基準でも、代替的な作成の基礎及びそうした基礎が継続企業の前提とどのように異なるのかについての詳細は示されていません。Issue7では、企業が作成の基礎を策定する際に直面するであろう論点のいくつかを取り上げています。

IFRS Viewpoint Issue7は、このシリーズの他の号とともに、www.grantthornton.global/en/insights/viewpoint/Financial-statements-on-a-going-concern-basis/ において入手可能です。



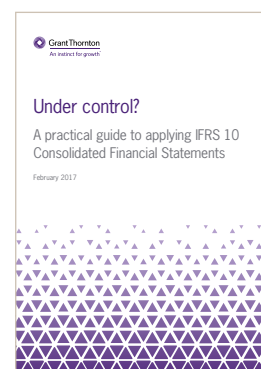
Under Control—IFRS第10号の適用

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、「Under Control? IFRS第10号『連結財務諸表』を適用するうえでの実務上の手引き」の最新版を公表した。

本手引きは、経営者がIFRS第10号を適用する際に役立つよう執筆されました。具体的には、以下の事項を行うのに役立つことを目的としています：

- IFRS第10号の要求事項を理解すること
- IFRS第10号が支配の評価に影響を与える可能性のある状況を識別すること
- 重要な実務における適用上の問題及び判断を識別し対処すること

本手引きには、投資企業に対する連結の例外について説明している新しい章が組み込まれています。本手引きは、www.grantthornton.global/en/insights/articles/under-control-applying-ifs-10/ において入手可能です。

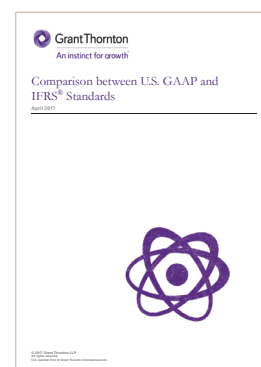


US GAAPとIFRSの比較に関する手引きの2017年版を公表

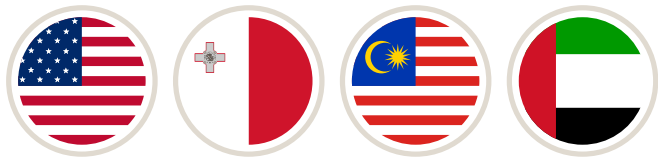
米国のメンバーファームであるグラントソントンLLPは、2017年4月にその刊行物である「US GAAPとIFRSの比較」の更新版を公表した。

本刊行物は、現行のUS GAAPとIFRSとの間において類似点や相違点がある主要な領域を読者が識別するうえで役立つことを意図するものです。また、US GAAP又はIFRSのいずれかにあまり精通していない人が主な基準について理解するのを支援します。

本手引きでは、2017年4月1日時点で公表されている基準に基づいて更新を行っています。本手引きは、グラントソントンLLPのウェブサイト(www.grantthornton.com)からダウンロードすることが可能です。



グラントソントン・インターナショナルが2017年のグローバルなIFRSトレーニングの計画を発表



グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、2017年にグローバルなIFRSトレーニングの開催を計画していることを発表しました。グラントソントンのメンバーファームのパートナー及びスタッフは、世界中の4つの地域におけるトレーニングに参加することができます：

- 米国、マイアミ
- マルタ
- マレーシア、クアラルンプール
- アラブ首長国連邦、ドバイ

グローバルなトレーニングの開催は、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが、メンバーファームの国際的なネットワークを通じて、IFRSの高品質かつ首尾一貫した適用を促進するために行う多くの方策のうちの一つに過ぎません。

本コースでは、問題解決のための演習を広く利用しており、IASBが公表した新基準に焦点を当て、最近発効したIFRS及び修正に関する実務における適用上の問題が扱われます。取り上げられる新基準及び解釈指針には以下が含まれます：

- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」
- IFRS第16号「リース」
- IFRS第9号「金融商品」
- 「年次改善(2014-2016年サイクル)」及び他の狭い範囲の修正

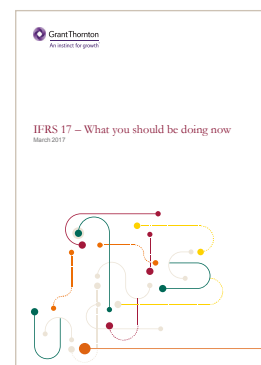
IFRS第17号-IASBが保険に関する新基準を近々公表するため、英国のメンバーファームは今のうちに実施すべきことを検討

グラントソントンUKは、IASBがIFRS第17号「保険契約」を公表した場合に保険者が直面するであろう問題の一部を取り上げた動画を公開しました。新基準の公表により、保険者の報告に重要な変更が生じることになります。保険者が現在認識しておくべき5つの領域についての概要を以下に示します：

- IFRS第17号にはさまざまな適用上の選択肢が設けられており、各選択肢が保険会社全体に与える影響は異なる可能性がある。
- 変更を効率的に導入できるよう、財務、数理計算上、プロセス、データ及びシステム、ガバナンス並びに事業において構造的なアプローチが求められる。
- IFRS第17号は、2017年前半に公表が予定されており、その後、各ファームは、2021年1月1日の発効日に備えるために3年あまりの猶予しかない。
- データ、人及びシステムに大きな影響を及ぼすため、IFRS第17号は、ソルベンシーIIよりも負担が大きくなる可能性があり、また、すべての生命保険及び損害保険契約に適用されることになる。
- IASBは、IFRS第17号を確定しており、契約上のサービス・マージン(CSM)、収益及び利益認識の新たな基礎及び明示的なりスク調整を通じて業界における報告の比較可能性を高めることを目指している。



グラントソントンUKは、Simon Perry及びVasilka BangeovaがIFRS第17号の新しい報告基準の複雑さについての概要を示した本動画に加え、当該基準の技術的要件及び実務上の影響についてより詳細に説明した関係文書を公表しました。本動画と関係文書は、www.grantthornton.co.uk/en/insights/ifrs-17-what-you-need-to-do-now/において視聴及び入手可能です。



ニュージーランドのメンバーファームがIFRS第17号が 保険者ではない企業に与える影響について警告



ニュージーランドのメンバーファームは最近、IFRS第17号「保険契約」のテーマに関して、自身を保険会社とみなしていないことから問題が生じないと考えている企業に対して当該基準が与える潜在的影響について執筆しました。

ナショナル・テクニカル・ディレクターであるMark Hucklesbyが執筆した記事を引用します：

IFRS第17号に注意—あなたにも適用される可能性があります!

IASBは、2001年4月1日に設立されて以来、業界固有の会計処理ガイダンスの策定により、当該業界に属する企業に対して会計処理の容認事項が生じる可能性があり、それが一旦確立された場合に排除することは不可能に近いことから、かなり意図的にそうしたガイダンスの策定を避けてきました。

そのため、公表間近のIFRS第17号「保険契約」について、IASBが、保険契約の会計処理方法に極めて意図的に焦点を当て、たまたま保険者として規制される企業の活動には焦点を当てないとしても驚くことではありません。

こうした状況の下、企業は、自身が保険業界に属すると考えていないため、保険契約を扱う基準が適用されないと自動的に推定しないことが重要となります。

あえて言うなら、保険契約を適切に会計処理する技能 (art) (理論 (science) ではなく) とは、保険契約と他の金融資産との明瞭かつ整合的な区別を行うことができるということです。いずれにしても幅広い企業にリスク管理への解決策を提供しますが、会計上の帰結は全く異なる可能性があるため、ある程度の批判的思考が求められます。私どもの見解では、IFRS第17号が公表され次第、こうした批判的思考を持ち始めなければなりません。

では、保険契約とはどのようなものなのでしょうか?それは、一方の当事者(保険者)が、他方の当事者(保険契約者)から、特定の不確実な事象(保険事故)が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約です。

最終的に、当事者が保険契約を有しているか否かの判定は、契約上の取決めが売買目的及び/又は投機目的でのみ締結されているかどうかによる可能性があります。この評価は、関連性のある事実及び状況に基づく判断を必要とし、契約条件だけでなく、企業のさまざまな活動についても考慮しなければなりません。

法的な保険契約の形態に該当する可能性がある契約が、会計上の定義も満たしていることを保証するよう、細心の注意を払う必要があります。保険リスク(財務リスクだけでなく)が実際に移転したかを確認することが重要であることに留意して下さい。

保険リスクの評価では、単に割合審査を適用するのではなく、商業的実質を実際に伴う特定のシナリオで重要な追加給付が移転するかを判定します。さらに、保険契約に組み込まれた預り金要素がある場合に、これは組込デリバティブと同様、アンバンドルされる必要があります。

結果として、IFRS第17号では以下のことが要求されます：

- 報告企業が引き受けた固有のリスク及び不確実性についての開示を行うこと
- 当該契約のすべての特徴を表すよう、保険契約負債の測定を見直すこと
- 保険契約者に保険を提供している企業の業績の発生要因についての情報を提供すること

IFRS第17号の発効日は2021年1月1日より前に開始する事業年度になる予定です。そのため、現在締結している特注の保証契約が実は保険契約ではないのか、また、予想される将来の事象から生じる製品及びサービスの提供を慎重に評価しているのかを今のうちに確認し、初日から正確なIFRSの会計基準に従って会計処理するようにしなければなりません。

その他のトピックー概要

金融安定理事会

金融安定理事会は、「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み案」を公表しました。本公表物は、G20金融規制改革の実施後の影響の評価のためのプロセスを明示し、適切な分析手法を提案する枠組みの主要な要素を示しています。本枠組みは、IASBやその他の利害関係者などの基準設定機関と緊密に連携して開発されています。

金融安定理事会は、グローバルな金融システムを監視し、提言を行う国際機関です。当該機関は2009年のG20ロンドン・サミットの後に設立され、スイス、バーゼルに所在しています。

10年が経過して:オーストラリアはIFRSの適用の便益を受けている

オーストラリア会計基準審議会(AASB)は、「オーストラリアにおける国際財務報告基準の適用についてのレビュー」と題する研究報告書を公表しました。

AASBは、オーストラリアの営利及び非営利の報告企業へのIFRS基準の適用及び継続的な目的適合性を評価するために、2005年のオーストラリアによるIFRSの適用から10年後の2015年に本報告書の公表を開始しました。

その調査結果には以下の事項が含まれます:

- IFRS基準の移行プロセスはほとんどの部門で合理的に円滑であった。
- 全部門における適用の主要な便益の一つは、財務諸表の利用者及び作成者が、各部門間や各国間で移転可能な知識及び技能とともに移動することを可能にしたことである。
- 一部の企業、特にIFRS基準を使用して、諸外国で営業を行っている企業は、財務諸表の作成に際してのコストが削減した。その一方、中小企業及び非営利企業の中には、AASB基準(特に開示要求)に完全に準拠するためのコストについて懸念している企業もある。

統合報告

IASBのHans Hoogervorst議長は、4月に「IASB及び統合報告」に関する国際統合報告評議会の会議で講演を行いました。Hoogervorst議長は、より広範な企業報告に対するIASBの現在のアプローチ、及びIASBが今後どのような役割を果たすべきかについて議論しました。また、IASBによる2010年の経営者による説明の実務記述書及び財務報告に関する概念フレームワークについても言及しました。

デジタル報告

英国財務報告評議会の財務報告研究所は、将来のデジタル報告のための枠組みを示す報告書(当該研究所のデジタル・フューチャー・プロジェクトに関する一連の報告書の最初の号)を公表しました。

本報告書には、将来の(デジタル対応可能な)企業報告システムにおいて期待される特徴について、財務諸表作成者及び投資家など、幅広い人々の見解が示されています。

この枠組みは、将来のデジタル報告システムにとって重要な12の特徴で構成されています。これらは、右のとおり、3つの見出しに分類されます:

見出し	特徴
成果物(Production)	コスト効率が高い、矛盾しない、簡単である、適時である
分布特性(Distribution characteristics)	無料である、迅速である、準拠した、利用しやすい
消費特性(Consumption characteristics)	文脈に即している、使用可能である、信頼できる、魅力がある

本プロジェクトの次のフェーズでは、当該研究所は、仮想現実、拡張現実、ブロックチェーン(blockchain)、XBRL、動画及びその他のデジタルメディアがこの枠組みにどの程度適しているのかを評価します。

ESMA

欧州証券市場監督局(ESMA)は、「2016年の会計執行者の執行及び規制活動」に関する報告書を公表しました。

この年次報告書には、規制市場に上場している発行者が提供した財務情報の遵守に関して検討する際の欧州経済領域における会計執行者の活動についての概要が示されています。本報告書では、欧州執行者が識別した違反の大半は以下に関する領域であったことを明らかにしました：

- 財務諸表の表示
- 金融商品の会計処理
- 非金融資産の減損

過年度と同様、ESMAは欧州執行者とともに、共通して優先する執行事項のうち、2016年のIFRS財務諸表を作成する際に欧州の発行者にとって重要なものを識別しており、それらを監督実務に含めることとなります。2016年の優先事項は以下に焦点を当てています：

- 1 財務業績の表示
- 2 資本金金融商品と金融負債の区別
- 3 IASBが発行したが、まだ適用が強制されない新基準(IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第16号「リース」)の影響についての開示

また、ESMA及び欧州執行者は、公式文書において、英国のEU離脱の決定により生じたリスクに対するエクスポージャーとその予想される影響、及び経営者が当該リスクにどのように対処し、その軽減を計画しているのかに関する開示を行うことを発行者に対して求めています。

Accountancy Europe

Accountancy Europe(以前はFederation des Experts Comptables Europeens又はFEE)は、「企業報告の将来に関する対話の推進(Pursuing the conversation on the Future of Corporate Reporting)」と題する報告書を公表しました。

本報告書は、2015年のAccountancy Europeの報告書(コギト(Cogito)・ペーパー)「企業報告の将来—変化のダイナミクスの創造(The Future of Corporate Reporting – creating the dynamics for change)」に対応して公表されたものです。本報告書に対して書面で、及び公開・非公開のいくつかのイベント期間中に受け取った反応についての概要が示されています。

本報告書では、企業報告の将来に関する取組みをさらに開発するための主要な3つのトピックを識別しています：

- CORE & MORE概念を詳述する。
- 非財務情報の報告の調整と開発を支援する。
- 報告の変更の発生要因及び実現要因として技術の影響及び機会についてさらなる調査研究を行う。

CORE & MORE概念では、将来の報告はインターネット上で行われる(現在のように、印刷されたものやPDFをダウンロードするのではなく)と考えられています。この概念は、報告はタスクについて指定されたウェブページで行うべきであるという前提に基づいています。何よりもまず、誰にとっても短く簡潔な基本的な報告書でなければなりません。読者は、従業員、顧客又は投資家にかかわらず、どのセクションについても、クリックすれば、実際に興味のある事項に関する詳細な情報を入手することができることとなります。

IFRSの首尾一貫性

会計基準設定主体国際フォーラムは最近、会議を開催し、特に各法域におけるIFRSの首尾一貫した適用の意味、及びIASBや各国の基準設定主体がその支援のためにどのようなことができるのかについて議論しました。

議論の際に特に指摘されたことは、IFRSは原則に基づいた基準であり、したがって、首尾一貫しているというのは必ずしも同一であることを意味するものではないということです。実際には、財務諸表利用者は、十分な開示がなされるのであれば、同じ原則に対して異なる解釈があることには寛容です。また、各国の基準設定主体は、国内の解釈を最小限に抑えるようにして、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)に論点を提案するゲートキーパーの役割を果たすべきであるとも指摘されました。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替 (IAS第40号の修正)	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号/ IFRS第12号/ IAS第28号	IFRSの年次改善2014 – 2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号の修正は 2017年1月1日から適用される	IAS第28号 – 可
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」の IFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	<ul style="list-style-type: none">IFRS第9号の一時的免除は 2018年1月1日以降の会計 期間に適用される上書きアプローチは企業が IFRS第9号を初めて適用す る際に適用される	N/A
IFRS第9号	金融商品 (2014年)	2018年1月1日	可 (広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可

* 「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第7号	開示に関する取組み (IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み (IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号/ IFRS第12号/ IAS第28号	投資企業:連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号 及びIAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での 資産の売却又は拠出 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは 2016年1月1日であった)	可
さまざまな基準 及び指針	IFRSの年次改善2012-2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
ディスカッション・ペーパー	開示に関する取組み-開示原則	2017年10月2日
公開草案	IFRS第8号「事業セグメント」の改善 (IFRS第8号及びIAS第34号の修正案)	2017年7月31日
公開草案	負の補償を伴う期限前償還要素-IFRS第9号の修正案	2017年5月24日